

室内空気中の化学物質の濃度測定業務について

(一財) 茨城県建築センター

はじめに

一般財団法人 茨城県建築センターでは、平成14年5月から、「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づく室内空気中の化学物質の濃度測定業務（新築住宅に限る。）を開始しました。

- この制度は、住宅の完成段階で、室内空気中の化学物質の濃度を実測し、その結果を表示するものです。
 - この表示（評価）を行うかどうかは、申請者が選択するものとし、「建設住宅性能評価」のみを対象とします。
 - 新築住宅（「一戸建ての住宅」および「共同住宅等」）を対象とします。
 - この測定は、「評価方法基準」に従って行いますが、申請者、施工者、工事監理者（以下「申請者等」）のご協力が必要となります。
 - この表示（評価）に際しては、次の4つの手順により業務を行います。
- | | |
|----------------------------|-----------------------|
| (1) 測定環境の設定および維持 | (2) 室内の空気の採取 |
| (3) 採取した空気中の化学物質の濃度の測定（分析） | (4) 建設住宅性能評価書の作成および交付 |

申請について

1. 申請書の記載

- 建設住宅性能評価申請時に希望する場合は、「建設住宅性能評価申請書（第二面）」の7欄に本項目の表示（評価）を希望する旨及びホルムアルデヒド以外の測定を希望する化学物質名をそれぞれ記載してください。建設住宅性能評価申請後（建設住宅性能評価書の交付前）に追加で希望する場合は、申請書（第二面）の7欄に申請時と同様に記載のうえ、申請書を差し替えていただきます。

2. 申請手数料

- 室内空気中の化学物質の濃度を測定する場合、建設住宅性能評価の手数料に下記の金額を加算します。
 - 別途見積による。

測定について

1. 測定対象物質（特定測定物質）

- ホルムアルデヒド、VOC（トルエン、キシレン、エチルベンゼンおよびスチレン）の5種類を対象とします。

2. 測定方法

- 簡易測定機器（測定サンプラーによるパッシブ採取方式）による。

評価方法基準で例示されている方法（アクティブ法）は、ポンプなどをを使った空気採取方式を標準としますが、これと同等の信頼性が確保できる方法（パッシブ採取方式）を採用しても良いことになっています。

3. 空気の採取を行う時期及び居室等

- ・測定（空気の採取）時期は、居室の内装仕上げ工事（造付家具の取り付けその他これに類する工事を含む。）の完了後とします。（ワックス掛等のいわゆる「美装工事」や家具搬入の前に測定を行います。）
- ・日照が多いなど、測定対象物質の濃度が相対的に高いと見込まれる居室を、評価員が、選定します。
- ・当センターから、申請者等へ、どの室で採取するかは事前に通知いたしません。
- ・室内の空気の採取は、1室かつ1回を限定とします。

測定日については、予め当センターに連絡してください。（測定希望日の10日前までに連絡してください。）

4. 測定手順及び測定条件

- (1) 評価対象住戸のすべての窓および扉（屋内のもの、造り付家具や押入れなどの収納部分のものを含むすべての窓および扉）を開放して換気を30分間行います。（局所換気扇も運転）
- (2) その後、屋外に面する窓および扉（屋内のものや、造り付家具、押入れなどの収納部分のものを除きます。）を閉め、5時間閉鎖します。台所などの局所換気扇は停止します。
- (3) 閉鎖してから5時間後に、測定対象物質の濃度が相対的に高いと予想される居室で、「測定サンプラー」を床から1.2m～1.5mの高さに設置し、一定時間連続測定（空気の採取）します。
- (4) 一定時間測定後、「測定サンプラー」を回収し、分析機関へ送付します。

(1) および(2)は申請者等の責任のもと作業を行います。ただし、分析機関の方がお手伝いしますので、協力をお願いします。
(3) および(4)は、当センターの評価員および分析機関の方が、申請者等の立合いのもと作業を行います。

なお、測定作業は、当センターの営業日（土曜日、日曜日、祝祭日を除く。）でしか業務を行えませんので、工程を考えて測定日を決めてください。

5. 測定時での注意事項

- ・24時間対応の全般換気装置がある場合は、「常時運転モード」にして運転します。また、これに付属する給排気口も開放します。（ただし、換気装置の運転条件や気温、湿度など詳しく「管理報告書」に記載してください。）
- ・室内造り付家具の扉の開放にあたっては、引出しなども対象となります。
- ・申請者等は測定中（環境の設定および状態の維持を含む。）は工事作業を必ず中断し、測定条件の維持に努めてください。（万が一、測定中に測定住戸内に入った場合、評価員に状況を伝えるとともに、「管理報告書」に明記していただくこととなります。）
- ・測定手順においては、申請者等の責任において環境の設定および状態の維持を行うこととなるため、測定前には申請者が確実に実施する旨を示す「誓約書」を、測定後には申請者等が実施した状況を示す「管理報告書」を記名捺印または署名のうえ提出していただくこととなります。
- ・申請者等において明らかな虚偽の報告があった場合または評価方法基準に定める方法どおりの測定ができない場合には、建設住宅性能評価書を交付できなくなることがありますので、ご注意ください。

表示内容について

表示内容は評価方法基準に基づき、次によるものとします。

- (1) 測定物質の名称とその濃度
- (2) 測定器具の名称
- (3) 採取年月日
- (4) 採取時刻（採取を開始した時刻と終了した時刻）
- (5) 内装仕上げ工事完了年月日採取条件（対象居室の名称、採取中の室温、湿度、天候、日照条件、換気状況等）
- (6) その他の採取条件（特定測定物質の濃度に著しい影響を及ぼす採取条件）
- (7) 分析者の氏名または名称

この検査による測定値は、あくまでも検査時の値です。

分析までに若干の日数を要しますので、建設住宅性能評価書の交付が測定完了後、3週間程度かかります。

お問い合わせ先は



一般財団法人 茨城県建築センター

【本部事務所】 〒310-0852 茨城県水戸市笠原町 978-30

TEL 029-305-7300 FAX 029-305-7310

【県南事務所】 〒300-2655 茨城県つくば市島名 2920

TEL 029-886-3211 FAX 029-886-3212

（万博公園西 F28 街区 6）

【県西事務所】 〒306-0125 茨城県古河市仁連 1921-4 1 階

TEL 0280-75-2600 FAX 0280-75-2603